



熊本県公報

目 次

規 則

熊本県職員等恩給条例施行規則の一部を改正する規則

(職 員 課)

警察職員恩給給与細則を廃止する規則

(" ")

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

熊本県男女共同参画審議会規則

(男女共同参画課)

登 載 依 頼

熊本県地方労働委員会事務局処務規程の形式を左横書きに改正する訓令

(地方労働委員会事務局)

熊本県地方労働委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

(" ")

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

(教育委員会)

規 則

熊本県職員等恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第二十三号

熊本県職員等恩給条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県職員等恩給条例施行規則（昭和二十八年熊本県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「恩給給与細則（大正十二年閣令第七号）」を「恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第九条第四項中「夫又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員恩給給与細則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第二十四号

警察職員恩給給与細則を廃止する規則

警察職員恩給給与細則（昭和九年熊本県令第三十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第二十五号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年熊本県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一号中「監獄」の下に「少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を

む。「」を加え、同条第二号中「(昭和二十三年法律第百六十八号)」を削る。
第六条の四中「三十万五千円」を「三十一万五千円」に改める。

別記第三号様式中

審査員 付添員 その他	年 月 日から 年 月 日まで	日 間
-------------------	--------------------	-----

を

年 月 日から 年 月 日まで	日 間	〔 審査員の資格 〕 年 月 日まで
--------------------	-----	-----------------------

に改める。

別記第三号様式別紙三中「保健師、保健士、看護士」を「保健師、看護士」に
「准保健師、准看護士」を「准看護師」に改める。

別記第十号様式中「年 月 日(歳)」を「年 月 日(歳)」に、
「305,000円」を「315,000円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規
則第六条の四の規定は、平成十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償に
ついて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例に
よる。

熊本県男女共同参画審議会規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第二十六号

熊本県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、熊本県男女共同参画推進条例(平成十三年熊本県条例第五十九号)
第二十八条の規定に基づき、熊本県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の
組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第二条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決
するところによる。

(専門部会)

第四条 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。

2 専門部会に部会長を置く。

3 部会長は会長が指名する。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会
に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県地方労働委員会告示第一号

熊本県地方労働委員会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県地方労働委員会会長 富 永 清 美

熊本県地方労働委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(以下「既存告示」と
いう。)の形式を左横書きに改正することに關し必要な事項を定めるものとする。
(形式の改正)

第二条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」と
いう。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存告示中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字（一の項及び二の項に定めるものを除く。）	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたごとに「ン」によって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。

（雑則）

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県地方労働委員会訓令第一号

地方労働委員会事務局

熊本県地方労働委員会事務局処務規程の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県地方労働委員会会長 富 永 清 美

熊本県地方労働委員会事務局処務規程の形式を左横書きに改正する訓令

（趣旨）

第一条 この訓令は、この熊本県地方労働委員会事務局処務規程（昭和四十八年熊本県地方労働委員会訓令第一号。以下「処務規程」という。）の形式を左横書きに改正することに關し必要な事項を定めるものとする。

（形式の改正）

第二条 処務規程の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 処務規程における右方はこの訓令による改正後の処務規程（以下「改正後処務規程」という。）における上方とし、処務規程における上方は改正後処務規程における左方とする。

二 改正後処務規程における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、処務規程における文字の配置とする。

（用字及び用語の整理）

第三条 処務規程中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 編、章、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字（一の項及び二の項に定めるものを除く。）	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたごとに「ン」によって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。
四 促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

（雑則）

第四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第十三号

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成十三年熊本県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次のただし書を加える。

別記第4号の2様式(第3条関係)

- ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。
- 一 条例第十条の規定により開示請求を拒否する場合 別記第四号の二様式（行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書）
 - 二 開示請求に係る行政文書を管理していない場合 別記第四号の三様式（行政文書の不存在による不開示決定通知書）
- 「2 条例第10条に該当」を「2 その他」に改め、同様式の次に別記第四号様式中 3 その他（理由）」を「（理由）」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書		第 号
熊本県教育委員会指令		
住所		
氏名		
年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。		
年 月 日	熊本県教育委員会	印
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	条例第10条に該当 (理由)	
行政文書の存否を明らかにできない理由		
担 当 課 等	(電話番号) (内線))	
備 考		

教 示

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格A4)

別記第 4 号の 3 様式 (第 3 条関係)

行政文書の不在による不開示決定通知書 熊本県教育委員会指令 第 号 住所 氏名	
年 月 日 年 月 日 熊本県教育委員会 印	行政文書の名称その他行政文書を特定するに足り 行政文書を管理していない理由 1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由) 担当 職 等 (電話番号) 備 考 (内線)

教 示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格 A 4)

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

発行所 熊本
平成十四年三月二十九日
印刷 熊本

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%